

自転車はルールを守って安全に 乗りましょう

自転車は便利で環境にやさしい交通手段ですが、ルールを守らずに運転すると重大な事故につながる危険性もあります。自転車を運転する際は、ルールを守って安全に乗りましょう。

自転車の基本ルール「自転車安全利用五則」

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

車道と歩道の区別があるところでは車道通行が原則であり、左側に寄って通行しなければなりません。「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道など、歩道を通行できる場合は、車道寄りを徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止する必要があります。



歩道を通行
できる標識

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号がある交差点は、信号が青になってから安全を確認し、進みましょう。一時停止の標識がある交差点では必ず止まり、安全確認してから進みましょう。

3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯し、反射材を備えた自転車を運転しましょう。乗る前に、ライトの点検も行いましょう。

4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転してはいけません。

5 ヘルメットを着用

運転するときは、自転車用ヘルメットを着用しましょう。保護者は、子どもを幼児用座席に乗せるときや子どもが運転するときは、子ども用のヘルメットを着用させましょう。



「ながらスマホ」はやめましょう

自転車運転中にスマートフォンの画面を見たり、操作したりする「ながらスマホ」が原因の交通事故が多くなっています。ながらスマホは、周囲に対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。



子どもの自転車用ヘルメット購入助成をしています

市では、子どものヘルメット着用促進のため、ヘルメット購入代金の一部助成を行っています。詳しくは、市HPからご確認ください。

対象 市内在住の中学生以下の人が着用する4月1日以降に購入したヘルメット

助成金 1個につき2000円



市HP

☎市民協働課 ☎94-4715

年度初めは窓口が混み合います

4月上旬は引っ越しの手続きをする人が集中し、市役所の窓口が混雑します。住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書はマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで取得できます。取得できる証明書や手続き方法など、詳しくは市HPからご確認ください。



市HP

☎戸籍住民課 ☎94-4713

高齢者肺炎球菌定期予防接種の ワクチン変更

今年度から、肺炎球菌定期予防接種のワクチンが、より予防効果が高いものに変更されます。ワクチンの変更により費用が変わります。

対象者には誕生月の前月に接種券を送付します。接種期限は66歳の誕生日の前日です※3月31日までに接種券が届いているものの未接種の人は、新しいワクチンと変更後の費用での接種となります

対象 令和9年3月31日までに65歳になる人で1回も接種したことがない人

変更後費用 4000円

☎健康づくり課 ☎94-4616

教育長に宮村進一氏を 再任しました

任期満了に伴い、議会の同意を得て4月1日付けで宮村進一氏を教育長に再任しました。任期は3年間です。宮村教育長は、市内中学校教諭や、市教育委員会指導室長、成瀬中学校長、県教育委員会教育局支援部長、同教育参事監などを歴任しました。

☎教育総務課 ☎74-5104



宮村進一教育長

脱炭素に向けた各種補助金の案内

2050年「ゼロカーボンシティいせはら」の実現に向け、市民・事業者の皆さんの脱炭素の取り組みを支援するため、各種補助金制度を実施します。詳しくは、市HPをご確認ください。

省エネ住宅導入促進補助金

ZEHまたは断熱窓を導入する際に、補助金を交付します。

対象 ZEHの導入(新築・購入・改築)または、既存住宅の居室部分の窓を断熱窓に改修し、国または県から補助金の交付決定を受けている市内在住の人

補助金額 【ZEH】10万円【断熱窓】10万円または、補助対象経費から国などの補助額を引いた額のうち少ない額

締め切り 令和9年3月15日(月)



ZEH・断熱窓

既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金

既存住宅に太陽光発電設備などを導入する際に、補助金を交付します。

対象 【購入して導入】当該住宅の所有者または居住者【リースなどで導入】還元要件を満たす設置事業者など

条件 市内に所在する戸建ての既存住宅に太陽光発電設備を新たに導入

補助金額 1キロワットあたり3万円◇蓄電池の同時導入で5万円加算※太陽光発電設備と同一申請に限る

締め切り 令和9年3月15日(月)



太陽光
発電設備

中小企業等省エネ設備導入支援補助金

市内の対象事業者が所有する設備を省エネ型に更新する際に、補助金を交付します。

対象 市内に事業所を有する中小企業など

条件 省エネに貢献する設備(LED、空調、給湯設備など)の更新※設備の更新は県内の事業者が発注する必要があります

補助金額 30万円◇市内に本店を有する法人または、市内の個人事業主に発注した場合は50万円

申請期間 4月20日(月)～令和9年1月20日(水)

☎環境対策課 ☎94-4737



中小企業等
省エネ設備

伊勢原市新型インフルエンザ等 行動計画(案)にご意見を

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改定に伴い、新型インフルエンザ以外のさまざまな感染症に対応できるよう改定するにあたり、市パブリックコメント制度(市民意見提出制度)に基づき、計画案に対するご意見を募集します。

閲覧場所 市役所分室の担当か1階ロビー、各公民館、図書館、市民活動サポートセンター※市HPからも閲覧可

意見提出方法 住所、氏名、電話番号、意見を明記し、郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)かFAX、メール、または直接担当へご提出ください◇右の二次元コードからも提出可



電子申請ページ

意見提出期限 4月30日(木)

☎健康づくり課 ☎94-4616 ☎93-8389 ✉kenkou@isehara-city.jp